

令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の  
豪雨及び暴風雨による災害で、  
被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

特定非営利活動法人日本栄養改善学会  
理事長 塚原 丘美

本学会では「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）の適用措置を受けた激甚災害に被災された会員の皆様に、次の対応を行います。

皆様の生活が 1 日も早く復興されますことを、お祈り申し上げます。

### 【激甚災害の指定（第 16 条、第 17 条適用）を受けた災害名】

令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

※令和 7 年 8 月 6 日からの大雨による災害

### 【被災会員への対応】

2025 年度会費の免除

○2025 年度会費の免除を希望する会員は、①会員番号、②氏名、③連絡先住所、④被災状況（例えば「住家全壊」、「避難所生活」など簡単に）を学会事務局宛に、ハガキ・ファックス・E-mail のいずれかの方法でご連絡ください。

○すでに 2025 年度会費を納入している会員についても、申し出があれば、2025 年度会費を免除とし、納入されている会費は次年度の会費といたします。

〔お問い合わせ先〕

レタープレス株式会社

Tel:070-3204-7411 Fax:03-5817-8618 E-mail:kaizen@jsnd.jp